

2年目に入った 「しめっこ相談」事業の展開

—新型コロナウイルス流行状況下での相談体制の報告を含めて—

鹿島なつめ₁・井上久美子₂・山崎実冬[†]・木村美美[†]・茂貫尚子[†]

Development of Developmental Consultation Services

“Shimekko” in the Second Year :

Including a Report on the Consultation System

Under the Epidemic Situation of Novel Coronavirus

Natsume Kashima, Kumiko Inoue, Mifuyu Yamasaki,

Fumi Kimura, and Takako Monuki

問題と目的

2019年3月に西南学院大学は、福岡県糟屋郡にある志免町と包括的連携協定を締結した。この協定による連携事業のひとつとして、志免町役場福祉課において「こども発達相談（しめっこ相談）」（以下、しめっこ相談と記載）が2019年度より新たに始まった。主な業務は①福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス等）新規利用開始時と福祉サービス利用更新時の子どもの発達状況に関する聞き取り業務および、②町内の0～18才とその保護者を対象にした発達相談業務である。西南学院大学付属臨床心理センターは町内の方からの依頼があった場合に発達検査・知能検査の実施と解釈、福祉サービス利用の必要性についての意見書作成を行い、しめっこ相談と連携している。こ

[†] 志免町役場福祉課

うした業務を行う中で、相談員は地域との連携体制構築を広げつつある（鹿島・井上・山崎・木村・茂貫，2020）。

本資料では鹿島・井上・山崎・木村・茂貫（2020）の報告の続報として、「しめっこ相談」の開始年度の後半から2年目にかけての事業展開を報告する。また事業展開の報告に伴い、役場内の福祉サービスの利用に関わる相談業務において、心理職としてどのような役割を担うことができてきたか考察し、今後の課題を検討することを目的とする。

また2020年1月頃より世界的に流行し始めた新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」と称する）により、文部科学省は2月28日に全国の都道府県教育委員会などに対し、小中高校や特別支援学校などの臨時休校を求める通知を出した（文部科学省，2020）。一方でこの際、放課後等デイサービス等事業所には2月27日付けで厚生労働省から「感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること。」という対応が示され、幼児児童生徒の積極的な受入れが求められた（厚生労働省，2020）。このように子どもたちの日常的な居場所が数ヶ月変化せざるを得なかった特殊な状況下において、しめっこ相談も相談体制の在り方について変化を余儀なくされた。

しめっこ相談の業務で出会うことも多くある発達障害を持つ子どもたちは、概して環境の変化に配慮を要することが多い。そのような性質を持つ発達障害を持つ子どもたちが災害時に避難所などに行った際の弊害となる特徴としては、①ルールの変更に弱い②感覚過敏③その結果としてのこだわりの強化、が挙げられる（高田・米山・木村・山下，2019）。

感染症流行状況の場合、家族に罹患者が出ない限りは自宅からの移動はないが、日常の登校やルーティンとなっている活動、楽しみにしている場所への外出は制限された。保護者の相談場所への外出も控えられる中、こうした変更に対する子どもの反応に保護者が独力で対処しなくてはならない状況も感染症流行状況下では増加していたと考えられる。そのため2020年の前半は、発達や養育状況に関する相談の場として、対面で相談が行えない状況でどのように保

護者の相談に応じていくかが心理職としての検討事項であった。

本資料は、こうした検討を通して実施した電話による相談や福祉サービス更新のために行われた工夫について報告し、今後の相談体制の在り方について考察を行うことも目的とする。

I しめっこ相談2年目の事業の展開について

しめっこ相談は、現在3名の相談員（常勤1名、非常勤2名）によって、主に日中相談員2名の体制で相談を受けている。受付時間は、月曜から金曜日の8時半から16時半までである。相談員は役場福祉課内に常駐し、利用者は予約をせずに自身のタイミングで来庁することも、事前に相談員と日時を約束して来庁することも可能である。対応場所は、福祉課窓口あるいは応接室として利用されている6名程度まで入室できる広さの個室となっている。

しめっこ相談における主な業務は、(1) 福祉サービスの申請および更新に伴う、保護者に対する発達歴や福祉サービスの希望に関する聞き取り、(2) 主に福祉サービスの利用に関連する、子どもの発達に関する相談業務である。福祉サービスの利用にあたっては、役場内の他課のみならず、障害児相談支援事業所や通所事業所（児童発達支援や放課後等デイサービス）など関係機関との連携を行いながら対象者を支援していくことが重要となる。また、これらの業務を担うにあたり、相談員はスーパーバイザーから役場内でスーパービジョンを受けながら業務にあたっている。そこで、ここでは(1) 福祉サービス利用申請に関わる聞き取り業務、(2) 発達相談業務、(3) 他課および関係機関との連携、に分けて業務展開を報告する。

(1) 福祉サービス利用申請に関わる発達状況の聞き取り業務

2020年3月から4月にかけて、新規福祉サービス利用希望者が増えた（表1）。これは、年度が変わることが療育の開始を決めるきっかけとなっていると考えられた。

相談員による聞き取りを重ねることによって保護者と共有される発達の軌跡

しめっこ相談開設当初は、相談員が時間を掛けて発達状況の聞き取りを行うという変化に対して、戸惑いの声が届けられることもあった。そのため相談員

表 1. 福祉サービス申請手続きに関する対応件数 (2019年11月～2020年10月)

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
新規	7	4	4	5	9	9	1	5	5	2	9	12	72
更新	15	20	34	23	19	24	26	19	25	23	27	19	274
日数変更	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0	1	6
問合せ	7	6	7	6	1	1	0	8	3	1	4	7	51
フォローアップ	6	14	11	12	14	18	7	10	12	3	7	15	129
関係機関連携	7	11	14	17	15	18	13	13	15	7	8	6	144
紹介状	2	5	4	4	4	12	1	2	3	3	3	7	50
計	44	60	74	67	62	82	49	57	66	40	58	67	726

は、適切な支援内容と利用日数のサービス提供がなされているかの確認や、保護者が感じている療育による子どもの変化や困りごとを共有し、必要に応じて情報提供及びコーディネートするために聞き取りを実施していることを保護者に丁寧に伝えるように工夫を行ってきた。

2020年中盤以降には、しめっこ相談が昨年度に担当した聞き取り記録が残っている対象者の来庁が見られるようになった。そのため相談員が前回の発達のアセスメントに関する聞き取り記録と比較しながら、聞き取りを進めることができた。これにより、子どもの現在の発達状況を話す中で、保護者が気づいていない自身の子どもの変化や成長を、意識化できる機会になり、聞き取りの内容が深まったと感じられた。

例えば、前回の聞き取り時には保護者にとって困っていたことであっても、そのように感じられる子どもの行動が見られなくなると気にならなくなり、そのような子どもの成長に気づいていなかった保護者が多く見られた。そこで、保護者を労いつつ、子どもの成長を具体的に確認できる時間になるように、子どものポジティブな面に少しでも気づいてもらえるように、聞き取りを行う工夫をした。

子どもの環境移行に際して保護者が持つ不安への関わり

2020年の年明けには、児童発達支援を利用している就学前の子どもの保護者が、就学に伴い放課後等デイサービスの利用申請をするために多く来庁した。

聞き取りの中で、年度末を意識し始めると、慣れていた園を卒園して小学校

に入学することへの不安を語る保護者も多く見られた。この背景として、子どもに環境の変化や新奇場面が苦手という特性があることや、支援学級への在籍を希望していたが、通常学級在籍となってしまったこと等から、不安が高まったと考えられた。そのため、聞き取りの際に保護者にこのような今後の見通しに関する不安がある場合には、入学後の具体的な見通しが持てるように今から準備できること（学校見学・校内の写真を一緒に見る・実際の時間帯に合わせた通学の練習・入学式の予行演習に参加など）の提案や、本人が今、入学に向けてできていることに注目できるような声かけを意識的に行うようにした。

(2) 発達相談業務

発達相談業務に関しては、月ごとの対応件数に大きな変化はないものの、新規に受付したケースは、毎月数件ずつ受理している状況にある。相談を受ける体制としては、新型コロナウイルスの流行に伴い、4、5月には電話での相談が増加し、新型コロナウイルスの感染者数の推移がやや落ち着き始めた6月からは対面での相談に戻りつつ、電話での相談も継続して対応するようにしている。ただし、4月以降については、庁舎外におけるケース会議には相談員は出席していない（表2・表3）。

子どもの状態像に適した教育支援を検討するための相談の増加

発達に特性を持つ子ども達はその状態や学習状況に応じて、通常学級で学ぶか、週1回の通級指導を加えるか、特別支援学級で自分のペースに合わせて学習や生活の支援を受けるか、就学後にも検討する場合があります、その場合には次

表2. 発達相談業務に関する対応件数（2019年11月～2020年10月）

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
来所相談	8	6	7	8	5	1	2	7	7	6	3	13	73
電話相談	-	-	-	-	-	4	6	3	4	5	1	4	27
庁舎外関係機関	-	-	-	-	-	3	4	2	1	0	2	0	12
個別支援会議	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	7
計	8	8	8	10	6	8	12	12	12	11	6	18	119

表3. 発達相談の新規受理件数

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
新規相談	3	1	2	1	1	0	2	2	0	2	1	4	19

年度の教育支援に関する話し合いが学校と保護者の間で夏ごろから始まる。そして子どもの教育支援の変更を検討する保護者は夏から秋にかけて来年度の在籍学級の希望を提出しなければならないためか、7月頃から子どもの現在の在籍学級に関する内容の相談が増えた。

園や学校から次年度に支援学級への在籍希望申請を提案された保護者からの相談内容は、主に以下のようなものであった。①保護者自身も支援学級への在籍を希望しているが、決断をする前に一度相談をして話を整理したい、②保護者としては支援学級への在籍を希望するか決めかねている、③保護者の中でも両親で意見が分かれている、といった内容が聞かれた。学校教育課および教育委員会では、就学相談会や支援学級見学会、個別就学相談など、様々な検討段階に合わせた相談の場が準備されている。しかし、支援学級への在籍を検討している保護者の中には、このような相談の機会があることを知らない人がおり、しめっこ相談の相談員もこれらの他課が提供している相談の場に関する情報を把握し、適宜紹介する必要があった。

また、ケースによってはしめっこ相談のみで完結させず教育相談室にも情報共有や支援方針の検討を行い、連携を行いながら学校を含む関係機関の間で方針を統一した関わりができるように支援を行ったケースもあった。

(3) 他課および関係機関との連携

学校教育課との連携体制

しめっこ相談による本事業が開始された当初に、町内の小中学校へしめっこ相談事業についての説明に伺ったことで、学校より直接、しめっこ相談に児童の相談に関する連絡を受けるようになった。しかし、「学校から来談を勧められた」と保護者からしめっこ相談へ問い合わせがあるが、学校が勧めた理由の理解がないまま保護者が来談されるケースが続き、しめっこ相談の事業内容について、学校、保護者、しめっこ相談の間で認識の違いがあることがわかるケースもあった。このことは、福祉課のしめっこ相談と学校教育課の教育相談室が、相談業務という役割が共通しているために、学校機関からみても、役場内のどの課に相談を繋げばよいか難しかったのではないかと考えられた。そこで、福祉課と学校教育課との間で、それぞれ相談を受ける役割につい

て意見交換がなされ、対応の仕方を協議した。現在は、教育相談室のスクールソーシャルワーカーとの間で、適宜、コンサルテーションを行いながら連携を図り、相談の対応にあたるようにしている。今後も、より良い連携の在り方を模索しながら相談体制を充実したものにしていきたい。

要保護児童対策地域協議会への出席

令和元年10月より、要保護児童対策地域協議会にしめっこ相談の相談員が出席することとなった。主に要保護児童に関する情報共有と、緊急性の高いケースの対応方針の検討が実施される。相談員が出席することにより、心理的な視点からケース検討に加わることで、要保護児童に関して福祉サービス関係機関と役場との連携の間に入るのが可能となっている。また、関連するケースをきっかけにしめっこ相談の相談員の業務や役割を知ってもらえる機会となり、他課との連携が強化される機会となっている。

町内障害児相談支援事業所へのアンケート実施による紹介状形式の改善

連携についてご意見をいただくため、福祉サービス支援計画案を作成する事業所である町内の障害児相談支援事業所3か所（令和元年12月時点）に対してアンケートを実施した。しめっこ相談では、福祉サービス利用更新の聞き取りの際に、保護者から障害児相談支援事業所には伝えていない困り感や希望が聞かれた場合などに、保護者の承諾を得て、しめっこ相談から障害児相談支援事業所へ情報共有している。また、障害児相談支援事業所にて作成された支援計画案に記載された利用希望日数を、その子どもに対して適切かどうかアセスメントする必要があり、不明な点がある場合には記載内容の意図を尋ねている。さらに、新規申請者に関しては、申請受付時にしめっこ相談の相談員が聞き取りした内容を紹介状として障害児相談支援事業所へ情報共有している。これらの連携をより深めていくため、このアンケート調査の目的としては、障害児相談支援事業所の具体的な業務や、しめっこ相談への意見を把握することであった。その結果、しめっこ相談から相談支援事業所へ提供している紹介状の書き方を、「経緯」「家族の意向」「基本情報」「考えられる支援の視点」等に項目分けする形に改善することとした。

乳幼児健診後のフォローアップから児童発達支援等の福祉サービス利用につなぐ健康課との連携

令和2年度に入り、健康課より福祉サービスの利用を提案する際、しめっこ相談を案内するケースが増えた。健康課は、1歳半健診、3歳児健診等の健診業務を担う部署であり、その健診の結果、健康課での相談ケースとして継続面談する過程の中で、保護者に子どもの福祉サービス利用を案内する役割を担っている。

しかし、保護者の中には福祉サービスの利用に関して、心理的な抵抗を抱く方もいる。そこで、健康課から、しめっこ相談に対して、保護者に福祉サービスについての説明を依頼されるケースが増えた。このように予め健康課より福祉課に繋ぐ働きかけがあることにより、保護者にとって安心して福祉課を訪ねることができ、福祉サービスに関わる具体的な話を聞く中で療育や受診への心理的な抵抗感が和らいでいる側面もあると思われる。役場内に健康課と福祉課の両方に、子どもの発達に関する相談の場があり心理職が勤務していることにより情報共有がなされやすく、昨年に比べ、健康課と福祉課との連携がスムーズになったと感じられる。

Ⅱ 新型コロナウイルス流行状況下での相談体制と対応について

新型コロナウイルスの影響は、学校現場だけでなく福祉サービスの通所事業所や来庁手続きにまで及んだ印象を受ける。通所事業所は厚生労働省から、感染予防に留意したうえで原則開所するように、開所時間は可能な限り長時間とするようにとの指示が出されていた（厚生労働省、2020a）。しかし実際は、指示通り開所を続けながらオンラインサービスを使った代替サービスを並行して提供している事業所がある一方で、早期から事業所は休所し家庭訪問や電話での代替療育のみを実施している事業所もあった。また、保護者にとっては休校によって通常時以上に家事や育児の負担が増え、福祉サービスの利用日数を増やすことを希望される家庭もあり、厚生労働省からの通知（厚生労働省、2020b）に則り、緊急対応を要する一定期間、保護者の申請なしで市町村裁量による利用上限を超えての通所利用が可能とされた。

また特に2020年度に就園就学する発達に支援ニーズのある子どもは、新型コロナウイルスの影響による休園や入園の延期によって、集団場面に参加して社会性の発達課題に取り組む機会がこの時期失われてしまった。そのために保護者が、小集団での同世代との関わりの体験のために福祉サービスの利用を希望することが増加した。

志免町役場内での相談体制の変更

志免町役場では4月から6月までの間、各課の業務内容に応じてテレワークや分室勤務の導入がなされ、福祉課では、感染リスク軽減の目的と、新型コロナウイルスに関連する問合せが増えていたこともあり、数名は別室で電話対応をすることとなった。これに合わせて、しめっこ相談員も2名のうち1名が別室での勤務となり、電話での聞き取りの多くを別室で対応した。この時期には、郵送で役場に届いた申請書類に記入されている保護者の希望日時に、相談員から電話をかけて聞き取りをする形をとった。

こうした感染防止対策下で福祉サービス更新手続きの方法を変更せざるを得ない中、更新手続きが事前予約の上で行われることで、相談員が対象児の前回の聞き取り内容を事前に確認することができるようになった。そのために更新時の聞き取り内容の焦点を絞ることがよりスムーズになるという意外な効果もあった。相談員による対応が窓口だけでなく電話でも実施可能になったことにより、町民への感染拡大リスクが軽減されたと同時に、感染リスクに不安を感じている人が、聞き取りの方法を選択でき、少しでも安心した相談体制を提供できたと思われる。

聞き取りや発達相談の中では、通所事業所の休業と休校が重なったことにより、保護者は子どもが楽しく家庭で過ごせるように試行錯誤している様子が聞かれ、学習面と生活面の両方で、普段とは異なる困りごとが聞かれた。学習面に関しては、宿題が多くて終りそうにない、学校が始まるまでに家庭で教えないといけないところがある、家族が教えると素直に聞いてくれない等が聞かれた。生活面に関しては、子どもが片づけできない、家の中でじっとしていない、生活リズムが崩れている、ゲームを長時間している等が聞かれた。更に、保護者が日常的に相談している事業所や医療機関に、以前と同様の頻度で通えてい

ない状況も聞かれた。

これらのことから、しめっこ相談では、保護者が、今、実際に工夫している点や子どもの興味を引き出そうとしている努力を労い、既に子どもに実践されていることを活かして家庭でできそうな遊びやお手伝いを一緒に考え、相談内容によっては子どもの特性に合わせた環境調整を提案した。電話での聞き取りに関して、保護者の希望する日時に相談員から電話をかける形をとったことで、以前までは仕事の休みをとって来庁していた保護者が、仕事の休み時間や終業後すぐに来庁せず電話で聞きとりを受けることができた。一方で、子ども本人や配偶者が一緒にいる状況の場合、長時間の電話が困難であることや、困りごとを直接的な表現で話しづらいといった影響も見られた。

新型コロナウイルスの影響により電話での対応が可能になったことで、対面と電話それぞれのメリットとデメリットを認識する機会となり、今後の対応の幅が広がった。また、新型コロナウイルスの影響からか、登校渋りや子どもの情緒の不安定さを感じている保護者も見られ、保護者や関係機関がその対応に戸惑っている様子も聞かれた。そのような場合には心理教育的な関わりに関する情報（一般社団法人 日本臨床心理士会災害支援プロジェクトチーム・一般社団法人 日本公認心理師協会災害支援委員会・公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2020；公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2014）を伝えることも有効であった。

考察

しめっこ相談開設から2年目を迎えて

福祉サービス利用申請に関わる聞き取り業務に関しては、相談員による前回の聞き取りとの間で連続性が見られるようになったために子どもが具体的に出来るようになった点や保護者自身の子どもへの見方、捉え方の変化に気づいてもらえるような面接が展開できるようになったと考えられる。そのため、聞き取りの面接自体が深まったという相談員の実感があり、保護者に対してポジティブな面に意識を向けてもらえるような声かけをすることができるようになったと考えられる。特に、同じ相談員が継続して聞き取りを担当した場合に

は、保護者自身の努力や表情の変化などにこちらが気づくことができ、保護者にとって少しでも安心して話をしてもらえような関係づくりができてきたように思われる。

このような関係性があることで、保護者が精神的に辛くなった時に、更新手続きの際に渡しているしめっこ相談のちらしを思い出し、しめっこ相談に電話をかけてこられた保護者も見られ、しめっこ相談が、福祉サービスの利用に必要な聞き取りの場のためだけに来る場ではなく、普段の子どもの発達に関わる相談の場として認識してもらえるようになってきた印象を受ける。これは、福祉サービスの利用に関する聞き取りを、心理職が担うことの一つの大きな意義になっていると考えられる。

次に、発達相談に関わる業務においては、日常生活において、自身の子どもの関わりに困っている保護者が多く、面接の際、相談員に具体的な悩みの解決方法や子どもの言動を親としてどのように理解すればよいのか、その解釈を求めている保護者が多いと感じられる。解決したい問題に対して、保護者が既に行っている工夫の中から、成功体験となっているエピソードを引き出し、その方法を肯定的に伝え返すことで、保護者が自身の言動に自信を持ち、意識的に子どもに合わせた方法を用いて子どもに関わることができるようになる。また、保護者が行っている工夫をもとに子どもの特性に合わせて変化させた対応を提案する場合もあり、その変化のさせ方を面接場面で検討するにあたって、保護者の子ども理解を促すような展開を意識している。さらに、保護者自身の不安が解消されると、それが子どもにも伝わり、家族全体が落ち着いていくケースも比較的多い。そのため、福祉サービスの利用や関係機関と保護者との関係づくりがスムーズになされると、面接が数回のみで終結するケースも少なくない。また、長期的に関わっているケースも、保護者と安定して面接ができているような、ある程度、保護者と相談員との面接の関係性が構築されたケースでは、面接の日時をあまり固定化せず、保護者が困った際に連絡をもらい、そこから面談日を決めたり、その場で電話による相談を受けたりといった枠組みで、ゆるやかに継続されることも多い。面接日時を固定化しすぎず、保護者のその時々困り感に応じて、子どもの理解に関わる情緒的な側面を聞きなが

らも、環境調整や声かけの具体例などを用いて具体的な解決や理解に焦点を当てた面接を柔軟に行うことも、このような役場内における発達相談を担う心理職が出来る役割の一つであると思われる。

新型コロナウイルス流行状況下での変化に応じた相談対応

コロナ禍における業務に関しては、対応方法や相談内容、地域住民の心理状態にも変化が感じられた。対面でのやりとりに感染リスクが生じることから、対応方法が制限されるかと思われたが、電話での聞き取りや相談対応を併用して実施したことで、対応の幅が広がった。しかし、対面での相談と電話相談やビデオ通話による相談が同等な意味を持つものかは今後検討されなくてはならない。今回は対面での対応が限られる中で方策を検討し関わったことに意味があると思われる。

今回、新型コロナウイルスの発生と感染拡大に伴い、保育園・幼稚園が家庭に保護者がいる園児には極力登園を自粛するよう依頼し、小中学校が休校になるなどして、保護者や子どもたちにとって急な生活様式の変更を迫られる事態となった。そのような際に、具体的に想定され得る子どもの心理的な変化や、それに対応するような具体的な関わり方について、既に関連する心理学会が提供している心理教育的な情報（一般社団法人 日本臨床心理士会災害支援プロジェクトチーム・一般社団法人 日本公認心理師協会災害支援委員会・公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン, 2020；公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン, 2014）を家庭に提供することが役立つケースがあった。

細谷・石丸・宮崎（2019）は、災害時に困難な体験を持ちやすい発達障害児の親の支えになり得る地域との繋がり構築に向けて、支援をインタビュー調査から検討する中で、「子どもの理解と親自身の認識変化の方向（新たな理解者を得たり、親自身が自己の認識を変化させること）」および「他者理解の方向（地域の中で無理解者も存在すると理解し距離を取るなどすること）」双方のレジリエンス（逆境に直面した時、対処したり、立ち直ったり、成長したりするプロセス、能力および結果）を高めていけることが発達障害児の親にとって地域との繋がり構築に向けて重要と結論している。学校の臨時休校など生活の

変更を余儀なくされた中で、電話でも子どもの状態像について気づきや不安を話せたり、非常時における心理教育的情報を教えてくれる場があるということは、この期間中の保護者の家庭での対応を支えたと考えられる。

今後も新型コロナウイルスの影響は数年続くと考えられるが、新しい生活様式に適応していく相談体制の在り方として、電話相談に加えてビデオ通話機能を用いた相談については心理相談の枠の問題も考えつつ、引き続き検討する必要がある。

また、新型コロナウイルスの流行により、各関係機関が従来通りの役割を取りづらい状況となった。今後も、事態の変化に応じて自身の役割を変化させながら連携していく必要があり、そのためには柔軟な対応と平常時からの関係機関間のコミュニケーションが必要不可欠である。

おわりに

しめっこ相談も開設から2年目に入り、町内の保護者との子どもの発達状況の共有の深まりや関係部署・機関との連携の広がりが生まれている。また今年度は近年例のない世界的な感染症の流行で、通常の社会機能が変化せざるを得ず、子どもの学校や生活空間にも多大な影響がもたらされた。今年度はそうした状況下でいかにして発達相談を提供していけるか試行錯誤しながら実践していく時であった。新型コロナウイルスの影響は、しばらくは続くと考えられるが、志免町の発達相談の場として今後もより良い支援を検討したい。

引用文献

- 細谷紀子, 石丸美奈, 宮崎美砂子 (2019). 災害時に支えとなり得る地域との繋がりを築いていくための支援の検討 (第2報) —発達障害児の親の地域社会生活におけるレジリエンス—. 千葉看護学会会誌, 24(2), 43-53.
- 一般社団法人 日本臨床心理士会災害支援プロジェクトチーム・一般社団法人 日本公認心理師協会災害支援委員会・公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン. (2020). 感染症対策下における子どもの安心・安全を高めるために Retrieved from http://www.jsccp.jp/userfiles/news/general/file/20200302174321_1583138601335720.pdf (令和2年3月12日)
- 鹿島なつめ, 井上久美子, 山崎美冬, 木村美美, 茂貫尚子 (2020). 乳幼児・児童生徒

- の発達支援に関する西南学院大学と志免町の連携の構築と展開 西南学院大学人間科学論集, 15(2), 47-69.
- 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2014). 子どものための心理的応急処置 Retrieved from <https://www.savechildren.or.jp/lp/pfa/> (令和2年3月12日)
- 厚生労働省 (2020a). 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/000603985.pdf> (令和2年11月15日)
- 厚生労働省 (2020b). 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/000604455.pdf> (令和2年11月15日)
- 文部科学省 (2020). 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について (通知) Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/202002228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf (令和2年11月15日)
- 高田哲, 米山明, 木村重美, 山下裕史朗 (2019). 災害時の子どもへの支援—障害のある子どもたちに焦点を当てて— 脳と発達, 51, 202-205.

謝辞 : 志免町役場福祉課の皆様、志免町役場関係部署・志免町内関係機関の皆様、西南学院大学および附属臨床心理センター関係者の皆様の協働とご支援に心から御礼申し上げます。

- 1 西南学院大学人間科学部児童教育学科
- 2 西南学院大学人間科学部心理学科